

防研発総第90号  
16. 3. 10  
改正 防研発総第136号  
16. 4. 1  
改正 防研発総第116号  
17. 3. 29  
改正 防研総第825号  
23. 9. 1  
改正 防研総第457号  
27. 4. 10

企画室長  
総務課長 殿  
各部長  
図書館長

防衛研究所長

事故速報の実施要領について（通達）

標記について、下記のとおり実施されたい。

記

## 1 目的

この通達は、防衛研究所において事故が発生し、又は職員（防衛研究所に勤務する隊員（非常勤職員を含む。）をいう。）若しくは研修員（防衛研究所規則（昭和33年防衛庁訓令第71号）第3条に規定する研修員及びI種職員の研修実施に関する達（昭和58年防衛研究所達第2号）に規定する研修員をいう。）が、事故に関与した場合の報告要領を定めることを目的とする。

## 2 報告者

企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長及び特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）とする。

## 3 速報対象事故

- (1) 人身事故
- (2) 服務規律違反事故
- (3) 火災、盗難に関する事故
- (4) 車両事故
- (5) 秘密保全事故
- (6) 衛生に関する事故

- (7) 自然災害による事故
- (8) その他部内外に及ぼす影響があり、速やかに対策が必要と認められる事故

#### 4 報告要領

報告者は、事故が発生した場合には、とりあえず事故の概要を電話、口頭その他迅速な方法により速やかに報告するものとし、じ後、当該事故について、別紙様式により事故速報を提出するものとする。

なお、事故速報提出に当たって、報告内容の完備に時間を要する場合には、第1報、第2報として判明した事実から逐次報告し、時機を失しないようにしなければならない。

#### 5 職員及び研修員の通報義務

職員及び研修員は、自己に発生した事故が速報対象事故に該当すると認められる場合、又は速報対象事故を知り得た場合には、直ちに報告者に通報するものとする。

報告者が不在の場合には、時機を失することなく、その次席の者に通報するものとする。

#### 6 報告先

##### (1) 防衛研究所及び防衛研究所勤務する職員に係る事故

企画部総務課長（人事第1係長気付）に通報し、順序を経て防衛研究所長（以下「所長」という。）に報告するものとする。

##### (2) 研修員に係る事故

教育部長（教務課教務係長気付）に通報し、順序を経て所長に報告するとともに、研修員の所属機関等における関係部署に通知するものとする。

#### 7 相互の通報

当該事故が2以上の部長等の掌握する事務にわたるときは、各部長等はその事故について速やかに相互に通報するものとする。

事 故 速 報 ( 第 報 )

報告年月日：

時 刻：

報 告 者：官 職

氏 名

⑩

事 故 件 名	
事故発生年月日及び時刻	
事 故 発 生 場 所	
関係者の所属、官職 氏 名 、 年 齢	
事 故 の 概 要	
処 置	
そ の 他 参 考 事 項	